

○介護サービス事業者の業務管理体制について

全ての介護サービス事業者は、介護保険法により、業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は、指定若しくは許可を受けている事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）の数に応じて定められています。

【参考】介護サービス事業者の業務管理体制（道高齢者保健福祉課ホームページ）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/090622_gyoumukannritaisei.html

【参考】介護サービス事業者の業務管理体制（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/service/index.html

Q.どんな時に届出が必要なのか？

A. 次のとおりです。業務管理体制は、事業「者」が行う届け出です。事業「所」毎ではなく、事業「者」毎に届け出を行うものですので、ご注意ください。

1 新たに介護保険サービス事業所・施設の指定申請を行い、指定を受けた場合

→事業「者」が、「業務管理体制の整備の届出」を行います。

届出様式は、「整備の届出様式（別記第10号様式（第13条関係）」）、（必要に応じて）「事業所一覧（参考様式）」です。記載にあたっては、届出様式の備考（様式裏面に記載）、道高齢者保健福祉課ホームページに掲載の記載例を参考にしてください。

2 既に届け出ている事項に変更があった場合

→事業「者」が、「届出事項の変更の届出」を行います。

届出様式は、「届出事項の変更の届出（別記第11号様式（第14条関係）」）、（必要に応じて）「事業所一覧（参考様式）」です。記載にあたっては、上記と同様、届出様式の備考（様式裏面に記載）、道高齢者保健福祉課ホームページに掲載の記載例を参考にしてください。

3 指定を受けている事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった場合

→事業「者」が、「業務管理体制の区分の変更届出」を行います。

届出様式は、「区分の変更の届出様式（別記第10号様式（第13条関係）」）、（必要に応じて）「事業所一覧（参考様式）」です。記載にあたっては、上記の1、2同様、届出様式の備考（様式裏面に記載）、道高齢者保健福祉課ホームページに掲載の記載例を参考にしてください。この場合、変更前及び変更後、双方の行政機関に届け出る必要がありますのでご注意ください。

なお、次の場合は、変更の届出は必要ありません。

- 字句の修正等、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合
- 事業所数に増減があったが、整備すべき内容に変更がない場合

Q.整備すべき内容とはどのようなことを指すのか？

A.指定を受けている事業所等の数により内容が変わります。

事業所等の数 1～19→「法令遵守責任者の任命」

事業所等の数 20～99→「法令遵守責任者の任命」「法令遵守規定の選任」

事業所等の数 100 以上→「法令遵守責任者の任命」「法令遵守規定の選任」「業務執行状況の定期的監査の実施」

各整備内容の詳細については、上記の道高齢者保健福祉課ホームページ内、「1 介護サービス事業者が整備する業務管理体制」を参照ください。

Q.事業所等はどのように数えるのか？

A.業務管理体制整備に係る事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は別の事業所として数えます。

（例）〇〇短期入所生活介護事業所という一つの事業所で、「短期入所生活介護」と「介護予防短期入所生活介護」の指定を併せて受けている場合、事業所数は「2」となります。

また、みなし指定事業及び日常生活総合支援事業については、業務管理届出は不要です（事業所等の数に含みません）。

Q.届出書の提出先はどこになるのか？

A.事業者の区分により変わります。詳細は、道高齢者保健福祉課ホームページ内「3 業務管理体制に関する届出書の提出先」や、厚労省ホームページ内「届出にあたっての注意事項」掲載の「届出先の行政機関について」をご覧ください。

Q. 業務管理体制に係る事業者（法人）番号が分からない。

A.所管庁から、A から始まる 17 桁の番号が通知されているかと思しますので、そちらをご確認ください。